

(2)

- ① 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院患者に対し、十日以内の期間を定めて感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて入院させることができる。
- ③ 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、患者が入院している病院等以外に入院させることができる。
- ④ 都道府県知事は、①、②、③の入院の期間の経過後、入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。
- ⑤ 都道府県知事は、入院の勧告、期間延長をするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院等の所在地を管轄する保健所について置かれた協議会の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、①の勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該患者に対し、口頭又は書面で弁明する機会を与えなければならない。

4 任意入院の原則

都道府県知事及び病院の管理者は、感染症の患者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

5 移送

都道府県知事は、入院勧告、入院措置を受けた患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

6 退院

- ① 都道府県知事は、入院患者について、一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院患者を退院させなければならない。
- ② 病院又は診療所の管理者は、入院患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。
- ③ 入院患者等は、都道府県知事に対し、退院を求めることができる。
- ④ 都道府県知事は、退院の求めがあったときは、患者について、入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

7 書面による通知

入院に係る患者等に対する勧告等の通知は、書面をもってする。

8 感染症の診査に関する協議会

- ① 都道府県知事の諮問に応じ、都道府県知事による就業制限の通知、就業制限の必要